

# 由仁町介護老人保健施設 ひだまり 重要事項説明書

様に対する介護老人保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成11年厚生省令第40号5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 施設の概要

施設 の 名 称	由仁町介護老人保健施設 ひだまり
施設 の 所 在 地	北海道夕張郡由仁町馬追1番地の1
都道府県知事指定番号	0155880065
施設長の氏名	久野 和成
電 話 番 号	0123-76-7735
ファックス番号	0123-76-7562

## 2. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	この施設は介護保険法令に従い、医学的管理の下で看護・介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の介護などの介護保険サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。
運営の方針	利用者に対する看護・介護・機能訓練の質の確保と向上に努めます。 利用者の自立支援を目指した介護の構築に努めます。 利用者の意思・人格を尊重し、利用者の立場に立って介護サービスの提供に努めます。 地域や家族との結びつきを大切に、明るく家庭的な施設づくりに努めます。

## 3. 施設の概要

由仁町介護老人福祉施設ひだまり

敷地		7,710.61 m <sup>2</sup>
建物	構造	RC造 4階建
	延床面積	2,929.85 m <sup>2</sup> (診療所床面積を含む)
	利用定員	29名

### (1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
個室(1人部屋)	1	13.29	13.29
(1人部屋)	2	10.34	10.34
多床室(2人部屋)	1	14.91	7.45
(2人部屋)	1	21.29	10.64

(2人部屋)	1	22.55	11.27
(4人部屋)	4	29.81	7.45
(4人部屋)	1	31.68	7.92

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	特色
療養室	16	243.64	
診察室	1	14.91	
機能訓練室	1	121.44	運動・物理療法器具
談話室	1	13.29	
食堂兼レクリエーション室	1	82.35	テレビ、流し台他
一般浴室	1	10.10	
特殊浴室	1	14.31	特殊浴槽設置
洗面所	1	5.60	
トイレ(身障含む)	1	41.21	
サービスステーション	1	47.85	
洗濯室	1	13.12	洗濯機、流し台
汚物処理室	1	5.34	

4. 職員体制

従業者の職種	員数	区分				業務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1		1			職員の管理・指導及び業務管理
医師			3			利用者の医学的管理
薬剤師	1		1			薬剤の管理
看護職員	5	4	1			医師の指示による医療行為及び看護
介護職員	10	9	1			療養状態に応じた介護業務
支援相談員	1		1			利用者及び家族からの相談業務
理学療法士	1		1			利用者の機能訓練計画の作成と指導
管理栄養士	1		1			献立の作成と栄養管理業務
介護支援専門員	3		3			介護サービス計画の作成と進行管理

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	従業者の職種	勤務体制
施設長	8:30 ~ 17:00 土日、祝日を除く	薬剤師 支援相談員 理学療法士 管理栄養士 介護支援専門員	8:30 ~ 17:00 土日、祝日を除く
医師(非常勤)	8:30 ~ 17:00 土日、祝日を除く		
看護職員	日勤 8:30~17:00		

	夜勤 16：30～ 9：00		
介護職員	早出 7：30～ 16：00 日勤 8：30～ 17：00 遅出 11：00～19：30 夜勤 16：30～ 9：00		

## 6. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

### （1）サービスの内容

- ・施設サービス計画の立案

- ・医療、看護

利用者の症状に合わせた医療、看護を提供します。だし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、他の医療機関での治療となります。

- ・食事の提供（できるだけ離床して食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時40分～8時40分まで

昼食 11時40分～12時40分まで

夕食 17時40分～18時40分まで

- ・入浴の介助

週2回以上の入浴、または清拭を行います。寝たきり等で入浴に介助を要する方には、特別浴槽にて対応します。

- ・排泄の介助

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた計画に沿った援助を行います。

- ・リハビリテーション

理学療法士による個別の計画を作成し、個別訓練・集団訓練などを実施し、生活機能の維持・改善に努めます。

- ・相談援助

ご家族や各種関係機関との連絡調整や介護保険等の手続きに関する相談など援助を行います。

- ・レクリエーション

施設内外での各種行事や日常的なレクリエーションを実施します。

- ・その他

記載事項以外のことでも、遠慮なく支援相談員や施設スタッフにご相談ください。

### （2）利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。また、所得によっても変わりますので、その他の利用料と合わせ、詳しくは別表の利用料金表をご覧ください。

### （3）利用料の支払い方法

前記（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日まで

にお支払いください。

#### 7. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設相談窓口までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

ご相談窓口	担当者： 電話：0123-76-7735 FAX：0123-76-7562
当事業所以外に、町役場、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。	
1 由仁町保健福祉課高齢・障がい担当 0123-83-4750 (代表)	
2 北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161 (企画苦情係)	

#### 8. 当施設における治療及び他の医療機関への受診について

当施設で行えない処置(透析)や手術、その他症状が著しく変化した場合の医療については、他の医療機関での治療となり、施設長(医師)が指示いたします。この時、当施設協力医療機関・かかりつけ医師や本人・家族が希望される医療機関へ受診に行ってください。
○緊急時以外の受診については、状態変化が発生した時点で施設長(医師)の指示の下、支援相談員または看護師よりご家族へ連絡を入れ、受診日を決定します。
○継続的な治療や受診を要し、施設長(医師)が当施設での療養困難と判断した時点で他施設・病院への転所・入院となり、当施設を退所となります。
○入所後の病状変化や他利用者の病状により、転室をお願いすることがあります。その際、緊急を要する場合にはご家族への報告が事後報告となることもございますのでご了承下さい。

#### 9. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	畑歯科医院
院長名	畑 弘
所在地	夕張郡由仁町中央 333 番地
電話番号	0123-83-2819

#### 10. 事故発生時の対策

事故発生時の対応	施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
損害賠償	事故が発生した場合は、事業者はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

## 11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「由仁町介護老人福祉施設ひだまり消防計画」に則り対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「由仁町介護老人福祉施設ひだまり消防計画」に則り年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備） 避難階段、自動火災報知器、誘導灯・誘導標識 防火扉・シャッター、屋内消火栓、非常通報装置 非常用電源、消化器具 カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	南空知消防組合への届出日平成30年3月1日 防火管理者：安達 智

## 12. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 10時～19時 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください、来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に届け出てください
連絡・報告	ご家族の方へ、入所後に事情や用件により電話連絡する場合があります。 ※電話番号などの連絡先が変更となった場合には、速やかに施設へお知らせ願います。（緊急時に連絡がつかないことがないようご配慮願います。）
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内は全面禁煙です。飲酒はお断りします。
洗濯	入所セット以外の物についてはご家族で対応願います。
理髪	ご家族から理容店に申込願います。
食品の持ち込み	飲食物の持ち込みについては、面会時の飲食以外、衛生上お断りしております。少量でも職員（詰所）での管理は行いません。また、面会時においても、生物はお断りしております。 なお、高血圧症や糖尿病の方については施設長（医師）の許可を必要とします。面会時の飲食は、食堂にてお願いします。また、残った飲食物は持帰りいただき、食された場合は、健康管理上食べた物や量を職員にお知らせ頂く必要があります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入所者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにして

	ください
貴重品・金銭	通帳・金銭等の管理は施設では行いません。やむをえず、貴重品・金銭などを持ち込む場合は自己責任となりますので、貴重品などの預かりの場合にも事務所にご相談下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

由仁町介護老人保健施設ひだまり

説明者職氏名

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者住所

氏名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所

氏名

印

署名代行の理由